介護保険の要介護認定者に関する 確定申告

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人(寝たきりや認知症などで介護が必要な人)は、「障害者控除」の対象になる場合がありますので、福祉課で「障がい者控除対象者認定書」(認定書)の交付の申請をしてください。

(認定書発行の要件)

- ① 令和 3年 12月 31日時点で認定を受けている方
- ②要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす方
- ※障害者手帳(3~6級)の交付を受けている人でも、特別障害者に準ずると認定される場合があります。

おむつ代の医療費控除

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告をする場合、1年目は領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、連続した 2年目以降は、領収書と「町の確認書」のみで認められる場合がありますので、福祉課で交付の申請をしてください。

(確認書発行の要件)

- ① 確定申告をする人が前年と同じであること
- ② 前年に医師の「おむつ使用証明書」または「町の確認書」を使用して申告していること
- ③ 現在、要介護認定を受けている。または、令和3年中に記載された主治医意見書があること
- ④ 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること
- ※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課窓口にあります。

「障がい者控除」及び「おむつ代医療費控除」の申請を希望される方は、福祉課窓口までお越しください。(証明書の発行には 2~3日かかります。) 対象になるかの確認は、電話でも承ります。

問い合わせ先:福祉課 266-2406

坂祝町民意識調査で協力のお願い

町民の皆さまを対象に男女共同参画事業や地域情報放送事業 に関する意識調査を行っています。QR コードから入力する ことができます。皆さまのご協力をお願いします。



